

JCM実施機構(JCMA)の 役割と活動の紹介

日本政府指定JCM実施機構 (JCMA)

事務局長 水野 勇史

日本政府指定JCM実施機構（JCMA）全体概要

（2025年4月1日時点）

- 改正地球温暖化対策推進法に基づき、JCMのプロジェクト登録からクレジット発行までの制度運営やパートナー国との調整等の事務を担う指定実施機関として、（公財）地球環境センターが指定された。
- 指定実施機関は、プロジェクト登録からクレジット発行までのJCMの制度運営やパートナー国との調整等に関する法令上の主務大臣の事務を担うとともに、効率的なプロジェクト実施のための取組を行う。
- JCMAが法律に基づき政府同等の権限を持つことにより、多数の国と同時に調整が可能となるとともに、クレジット発行までの事務をワンストップ化することで、JCM制度活用の効率化・迅速化を図る。

■ 名称：日本政府指定JCM実施機構

The Joint Crediting Mechanism Implementation Agency, designated by the Government of Japan

※通称は、「JCM Agency（JCMA）」

■ 運営：（公財）地球環境センター（東京都文京区本郷3丁目22—5 住友不動産本郷ビル7階）

■ 役員： 統括責任者 木村祐二、 事務局長 水野勇史

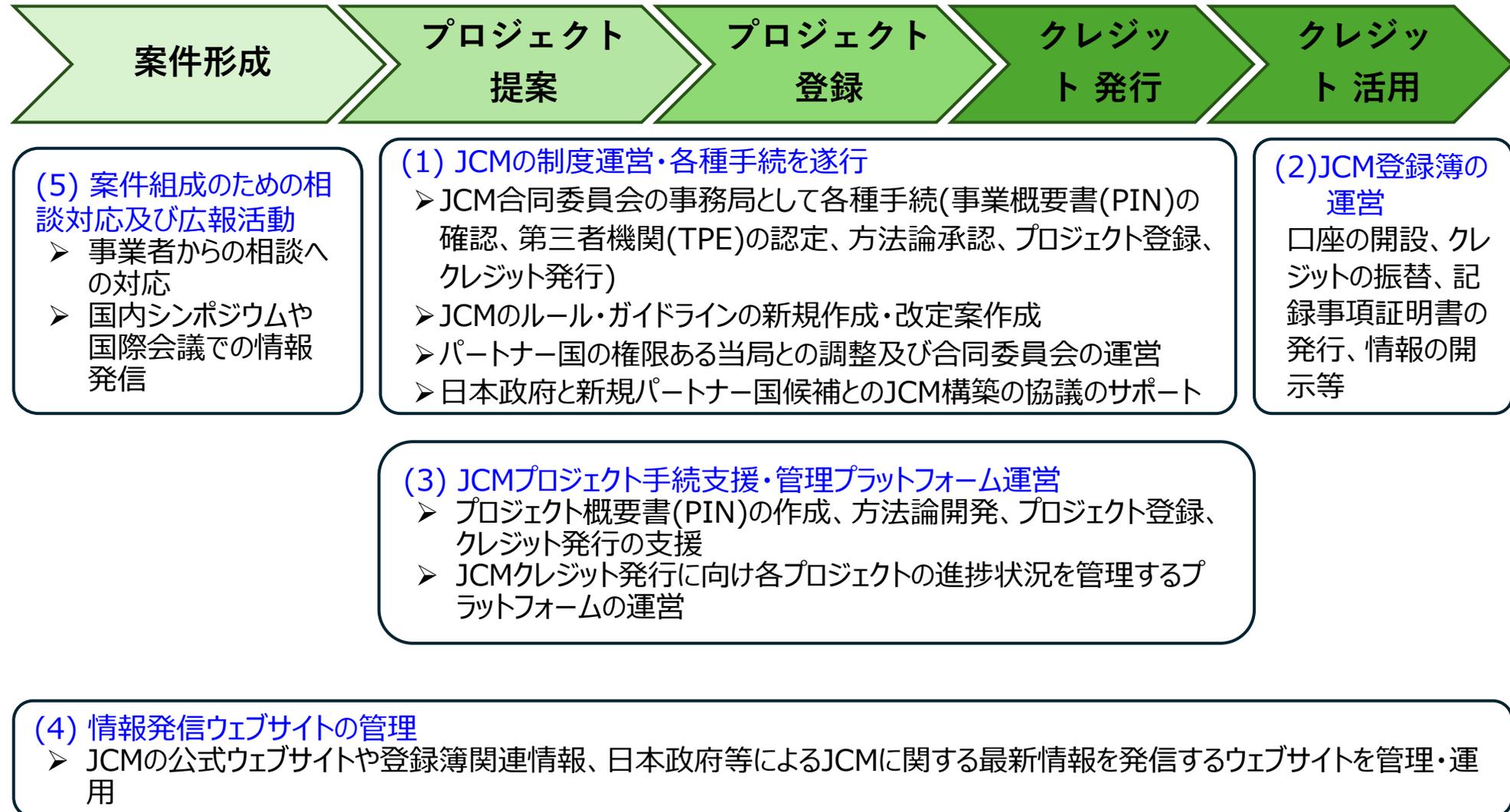
■ 体制： 制度運営グループ、プロジェクト推進グループ、理解参画促進チーム、総務グループ 計47名

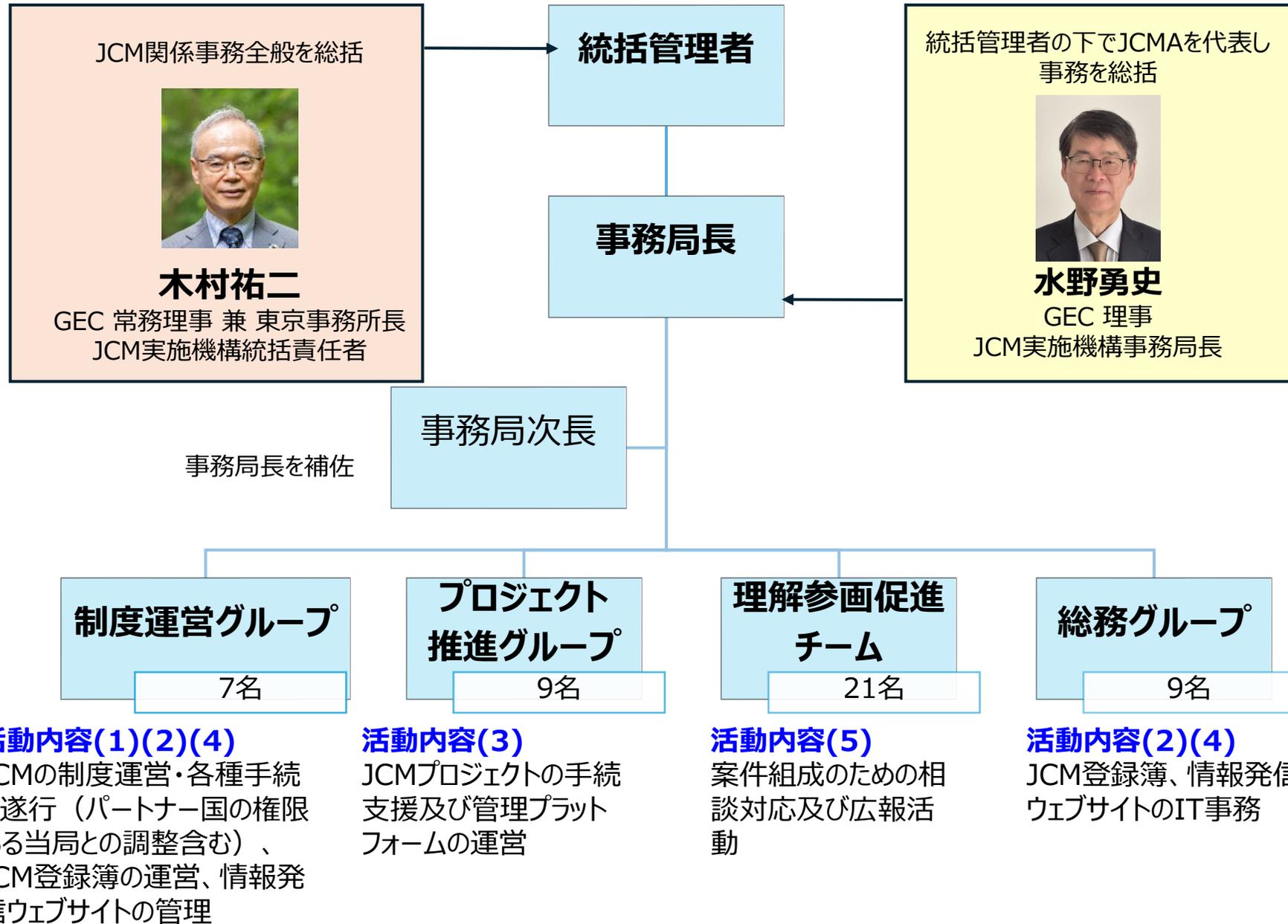
■ 主務大臣： 環境大臣・経済産業大臣・農林水産大臣

■ 主な活動内容

- (1) JCMの制度運営（パートナー国との調整含む）
- (2) 国際協力排出削減量口座簿（JCM登録簿）の運営
- (3) JCMプロジェクトの手續支援及び管理プラットフォームの運営
- (4) 情報発信ウェブサイトの管理
- (5) 案件組成のための相談対応及び広報活動

- JCMAは、JCMの各プロセスに沿って、以下のような活動を行う。またJCM全般の促進や支援も行う。





URL: <https://www.jcm.go.jp/>

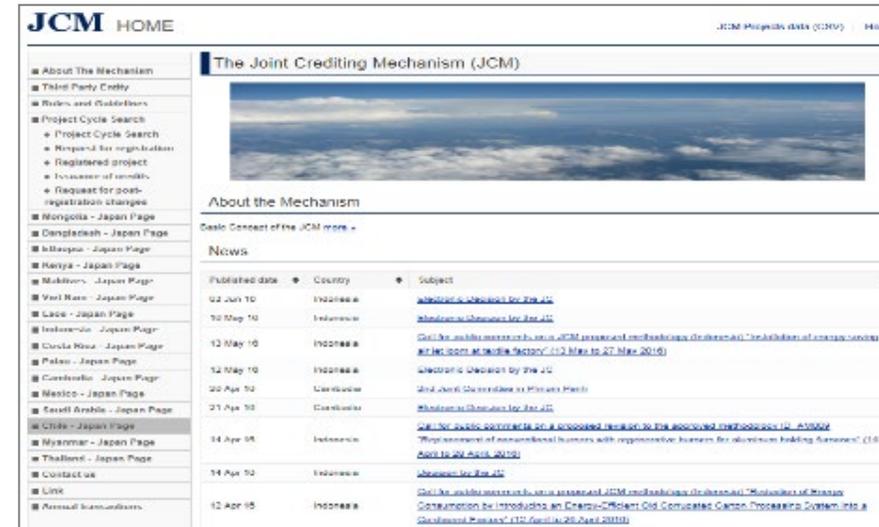
内容

- 一般情報ページ
- 各パートナー国とのページ

機能

- 例えば下記の事項に関する情報公開
 - JCによる決定
 - ルール・ガイドライン類
 - 方法論、プロジェクト
 - JCMクレジット発行
 - パブリックインプット／コメントの募集
 - TPEの状況、等
- 合同委員会メンバーによる内部の情報共有。
例えば、
 - 電子決定のためのファイルの共有

▼一般情報ページのイメージ



▼各パートナー国とのページのイメージ



- 2025年4月1日以降、日本国JCM登録簿において以下の手続きを行う場合、温対法62条及び温対法施行令29条の規定に基づき、**所定の手数料の納付（指定口座への振り込み）**が必要になる。
- JCMクレジットの振替等の日本国JCM登録簿に係る各種申請については、**指定実施機関に対して所定の申請様式及び添付資料を電子媒体にてメール送付。**

手続き	手数料
法人等保有口座の開設の申請	14,400円
国際協力排出削減量(JCMクレジット)の振替の申請 ※クレジットの無効化等、政府保有口座へ無償で移転する場合には免除	2,500円
法人等保有口座の記録事項証明書の交付請求	1,200円

※申請方法は4月1日以降にご案内予定。

※振込先は、申請者に対して個別に連絡。

※2025年4月1日以降発行のpre2021ビンテージクレジットの振替は手数料徴収対象外。

事業相談を通年で受け付けています（一部審査期間中を除く）

具体的なポイントを分かり易くアドバイス致します。

送付先：jcm-info@gec.jp（設備補助の相談）

jcma-contact@gec.jp（設備補助を使わない場合）

➤ 応募相談でのご助言内容（設備補助を使うかどうかにかかわらず共通）

- ✓ 各国NDCにおける対象技術の確認
- ✓ PINの書き方のポイント
- ✓ GHG排出削減量の計算方法

➤ 応募相談による支援内容（設備補助に特化した内容）

- ✓ 国際コンソーシアム、実施体制の確認
- ✓ 法定耐用年数、補助率、費用対効果
- ✓ 資金調達見込み、許認可取得状況
- ✓ 補助金の必要性・採算性の説明
- ✓ 応募時期、事業スケジュールの妥当性

「応募相談シート」に貴社事業の内容・
取組み状況を記載し、送付ください。
応募相談シートは[こちら](#)からダウンロード
ください。

民間資金を中心とする JCM プロジェクト(民間 JCM プロジェクト) Q&A 集

2024 年 3 月 25 日

質問一覧

【1. 全般】

- Q1-1 JCM とは何か。
- Q1-2 民間 JCM とは何か。民間 JCM のメリットは何か。
- Q1-3 民間 JCM プロジェクトの条件や制約はあるか。
- Q1-4 民間 JCM プロジェクトの実施者は日本の企業とパートナー国の企業の両方が必要か。パートナー国の企業のみが実施者となることは出来るか。
- Q1-5 申請の流れはどのようになっているか。
- Q1-6 民間 JCM プロジェクトの事前の照会プロセスかかる時間はどの程度か。
- Q1-7 クレジット申請の対象となる GHG 排出削減・吸収期間はどの様に決めれば良いか。
- Q1-8 民間 JCM プロジェクトの事業概要(Project Idea Note (PIN))に関する手続きを知りたい。
- Q1-9 民間 JCM で対象となる技術・プロジェクトや制約はあるのか。
- Q1-10 GHG 排出削減・吸収量の算定方法論の開発、MRV に対する支援※は、あるのか。日本政府の支援は受けられるか。
- Q1-11 事業概要(Project Idea Note(PIN))の事前相談での、関連省庁・機関の役割分担について伺いたい。
- Q1-12 民間 JCM 提案に際して押さえておくべきポイントは何か。

【2. 事業概要(Project Idea Note(PIN))の作成及び提出】

- Q2-1 事業概要 (Project Idea Note(PIN))とは何か。
- Q2-2 どの程度事業概要 (Project Idea Note (PIN)) の内容が固まっている必要があるか。
- Q2-3 合同委員会において承認された方法論がない場合でも JCM プロジェクトを進めることができるか。他の制度で承認された方法論を用いることは可能か。
- Q2-4 『民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイドンス』に記載のある“その他貢献”に関しては、どの様に記載すれば良いか。
- Q2-5 プロジェクト実施の過程で、提出した事業概要 (Project Idea Note(PIN)) から変更が生じた場合はどうすればよいのか。
- Q2-6 合同委員会(JC)及びパートナー国政府への事前説明の必要性やコンタクトのタイミングを伺いたい。

【3. 方法論・MRV】

- Q3-1 方法論はどのように作成すればよいか。
- Q3-2 他の制度における方法論を利用できるか。留意点はあるか。
- Q3-3 方法論の開発は、いつ頃から着手すればよいか。また、方法論の承認に必要な期間、プロジェクトの登録に必要な期間はどれぐらいか。
- Q3-4 方法論は誰が作成するのか。

【4. クレジット】

- Q4-1 JCM クレジットの取り扱いについて教えてほしい。

JCMA連絡先

住所：東京都文京区本郷三丁目22-5 住友不動産本郷ビル7階

電話：03-6801-8860

ウェブサイト：<https://gec.jp/jcm/agency/index-ja.html> (JCMA)

<https://gec.jp/jp/> (GEC)

<https://www.jcm.go.jp/> (JCM公式サイト)

<https://www.jcmregistry.go.jp/> (JCM登録簿システム)

メールアドレス：jcma-contact@gec.jp (JCM登録簿に関するもの以外のご連絡、
お問い合わせ)

jcma-registry@gec.jp (登録簿に関連する各種申請・ご連絡はメールにて
お願いします。)